

令和5年5月11日

会葬者・葬祭業者の皆様へ

石岡地方斎場組合

新型コロナウイルス感染症対策に伴う施設使用制限の解除について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、石岡地方斎場では様々な対策や使用制限を実施しておりますが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、下記のとおり施設使用制限を解除いたします。

実施日：令和5年5月13日

【主な変更点】

- ・人数制限を解除し、制限以前に戻します。

第一待合室	：	20人	→	40人
第二待合室	：	30人	→	60人
式場	：	70人	→	140人
式場控室	：	33人	→	66人
組内控室	：	12人	→	24人
遺族控室（仮泊）	：	4人	→	8人

- ・火葬を伴う式場（葬儀）の使用につきましては、火葬中の待合室を式場控室とお願いしていましたが、制限以前に戻し、原則として待合棟の使用とします。
- ・飛沫防止用のパーテーションは撤去し、希望者には貸出します。

【その他】

- ・手指消毒液、検温器等の設置は継続します。
- ・石岡地方斎場の特性上、通夜・葬儀や告別・収骨など混雑が想定されますので、マスクの着用等の基本的な感染対策については、各自の判断に委ねることとします。